

静岡労働局発表
令和7年9月19日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 藤原 典子
賃金指導官 佐藤 健司
(電話) 054-254-6315

報道関係者 各位

静岡県最低賃金の改正を決定しました ～令和7年11月1日(予定)から時間額1,097円に～

静岡労働局(局長 國分一行)は、静岡県最低賃金を63円引上げ時間額1,097円に改正することを本日決定し、官報公示の手続きを行いました。

- 静岡県最低賃金(地域別最低賃金)の改正については、本年7月18日、静岡労働局長から静岡地方最低賃金審議会(会長 畑 隆)に対し諮問を行いました。
- 同審議会は審議の結果、8月26日、現行の時間額1,034円を63円引き上げて1,097円に改正する(引上率6.09%)ことが適当である旨の答申を行いました。
- 9月19日、静岡労働局長は、9月10日に締め切った答申内容に対する異議について審議を諮問。同日、静岡地方最低賃金審議会は審議を行い、(8月26日の)答申どおり決定することが適当とする答申を行いました。

これを受けて静岡労働局長は、静岡県最低賃金を時間額1,097円とする決定を行いました。

なお、官報公示は10月2日を予定しており、効力発生日は令和7年11月1日となります。

【参考：静岡県最低賃金額及び対前年引上率、引上額の推移】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
最低賃金額	(885 円)	913 円	944 円	984 円	1,034 円	1,097 円
対前年引上率	- %	3.2%	3.4%	4.2%	5.1%	6.09%
対前年引上額	- 円	28 円	31 円	40 円	50 円	63 円

注 令和2年度については改正なし

答申の様子（令和7年9月19日 於：静岡地方合同庁舎4階共用大会議室）



畑会長（右）から答申文を受け取る國分労働局長（左）